

平 成 1 9 年 度

税制改正関係法律案要綱等

(第 166 回 国 会)

目 次

一 国 税 関 係

1. 法 律 案 要 綱

所得税法等の一部を改正する法律案要綱

〔平19.2.2 閣議決定〕 1

2. 政 令 要 綱

(1) 所得税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 29

(2) 法人税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 32

(3) 相続税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 37

(4) 地価税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 38

(5) 登録免許税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 39

(6) 消費税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 40

(7) 印紙税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 41

(8) 国税通則法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 42

(9) 国税徴収法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 43

(10) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法
の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 44

(11) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕 45

(12) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時
特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

〔平19.3.27 閣議決定〕	52
(13) 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令要綱	
〔平19.3.27 閣議決定〕	53
3. 附帯決議	
所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議	
〔平19.3.22 参議院財政金融委員会〕	54
二 地方税関係	
1. 法律案要綱	
地方税法の一部を改正する法律案要綱	
〔平19.2.6 閣議決定〕	55
2. 政令要綱	
地方税法施行令の一部を改正する政令要綱	
〔平19.3.27 閣議決定〕	72
3. 附帯決議	
地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議	
〔平19.3.20 参議院総務委員会〕	76
(参考)	
1. 平成18年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案要綱	
〔平19.2.9 衆議院財務金融委員会〕	77
2. 平成18年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令要綱	
〔平19.2.13 閣議決定〕	78

一 国税関係

1. 法律案要綱

所得税法等の一部を改正する法律案要綱

〔平成19. 2. 2 閣議決定〕

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため
あるべき税制の構築に向け、減価償却制度、中小企業関係税制、住宅・土地税制、
組織再編税制、信託税制、納税環境整備等について所要の措置を講ずることとし、
次により所得税法等の一部を改正することとする。

一 所得税法の一部改正（第1条関係）

- 1 寄付金控除の控除対象限度額を総所得金額等の100分の40相当額（現行100分の30相当額）に引き上げることとする。（所得税法第78条関係）
- 2 給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」という。）の支払を受ける居住者は、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、次に掲げる源泉徴収関係書類について、書面による提出に代えてこれらの源泉徴収関係書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、源泉徴収関係書類を提出したものとみなす。（所得税法第198条、第203条、第203条の5関係）

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書
- (2) 従たる給与についての扶養控除等申告書
- (3) 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書
- (5) 退職所得の受給に関する申告書
- (6) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）上記の改正は、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、平成19年7月1日以後に提出するこれらの申告書について適用する。（附則第21条関係）

- 3 次に掲げる書類について、これらの所得の支払者は、その支払を受ける者に対し、書面による交付に代えて、電磁的方法により提供できることとする。（所得税法第225条、第226条、第231条関係）

(1) オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書

(2) 配当等とみなす金額の支払通知書

(3) 退職手当等又は公的年金等の源泉徴収票

(4) 退職手当等又は公的年金等の支払明細書

(注) 上記の改正は、平成20年1月1日以後に交付するこれらの書類について適用する。(附則第26条、第27条、第31条関係)

4 投資事業を行う組合等に関する資料情報及び源泉徴収制度について、次のとおり整備を行うこととする。

(1) 投資事業有限責任組合の組合員に帰属する利益又は損失の額について、投資事業有限責任組合に係る組合員所得に関する計算書の提出制度を整備する。

(所得税法第227条の2関係)

(2) 業務に関連して他人のために名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける者に対する名義人受領の株式等の譲渡の対価に関する調書の提出制度を整備する。(所得税法第228条関係)

(3) 源泉徴収制度及び支払調書制度の対象となる匿名組合契約等に基づく利益の分配に係る匿名組合契約等の要件を見直すとともに、信託会社又は信託銀行が退職年金等信託の信託財産につき支払を受ける匿名組合契約等に基づく利益の分配について、その支払をする者の備付帳簿に登載を受けている場合には、その登載を受けている期間内に支払われる当該利益の分配に対する源泉徴収を免除する措置を講ずる。(所得税法第174条、第176条、第180条の2、第210条、第212条、第225条関係)

(注) 上記の改正は、平成20年1月1日以後に提出する計算書等及び同日以後に支払われる匿名組合契約等に基づく利益の分配について適用する。(附則第18条、第19条、第29条、第30条関係)

5 株式交換に係る譲渡所得等の特例制度の対象となる株式交換の要件である対価に、株式交換完全親法人の発行済株式の全部を保有する法人の株式以外の資産が交付されなかった場合の当該株式を加えることとする。(所得税法第57条の4関係)

(注) 上記の改正は、平成19年5月1日以後に行う株式交換による譲渡について適用する。(附則第11条関係)

6 信託に係る税制について、次のとおり整備を行うこととする。

(1) 合同運用信託の範囲から委託者が実質的に多数でない信託を除外する。(所

得税法第2条関係)

- (2) 非居住者、内国法人及び外国法人がその引受けを行う法人課税信託につき内国法人課税所得又は外国法人課税所得の支払を受ける場合に所得税の納税義務を課す。(所得税法第5条関係)
- (3) 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして所得税法の規定を適用する。(所得税法第6条の2関係)
- (4) 委託者がその有する資産を、法人課税信託(受益者が存しない信託を除く。)に信託した場合にはその受託法人に対する出資があったものと、法人課税信託(受益者が存しない信託に限る。)に信託した場合にはその受託法人に対する贈与による資産移転があったものとみなす等法人課税信託の受託法人等に対する所要の整備を行う。(所得税法第6条の3関係)
- (5) 信託(集団投資信託、退職年金等信託及び法人課税信託を除く。(7)において同じ。))については、その受益者は信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、所得税法を適用するとともに、受益者とみなされる者を定める。(所得税法第13条関係)
- (6) 居住者が受益者の存しない信託の受益者となった場合には、その受益者がその受託法人の信託財産に属する資産等の引継ぎを受けたものとし、その引継ぎにより生じた収益の額は、その受益者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない等の所要の整備を行う。(所得税法第67条の3関係)
- (7) 信託の委託者がその有する資産を信託した場合において、適正な対価を負担せずに受益者等となる者があるときは、その受益者等に対して贈与により資産の移転が行われたものとする等信託の委託者等に対する所要の整備を行う。(所得税法第67条の3関係)
- (注) 上記(1)から(7)までの改正は、原則として、信託法の施行の日(以下「信託法施行日」という。)以後に効力が生ずる信託(新法信託を含む。)について適用する。(附則第3条～第6条、第14条関係)
- (8) 受益証券発行信託について、受益者が支払を受ける収益の分配については、配当所得として所得税を課税するとともに、収益の分配及び受益権の譲渡対価に関する受益者の告知制度及び支払調書制度の整備を行う。(所得税法第24条、第161条、第169条、第224条、第224条の3関係)

(注) 上記の改正は、信託法施行日以後に支払を受けるべき配当等又は信託法施行日以後に行われる受益権の譲渡について適用する。(附則第8条、第17条、第23条、第24条関係)

- (9) 法人が引き受けた特定受益証券発行信託につき納付した所得税(外国所得税を含む。)の額は、その収益の分配に係る源泉徴収税額から控除する。(所得税法第176条、第180条の2関係)

(注) 上記の改正は、信託法施行日以後に納付すべき所得税の額について適用する。(附則第19条関係)

7 リース取引について、次のとおり整備を行うこととする。

- (1) リース取引は、資産の売買取引として取り扱うこととする等所要の規定の整備を行う。(所得税法第67条の2関係)

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に締結される契約に係るリース取引について適用する。(附則第13条関係)

- (2) リース譲渡を延払条件付販売等の範囲に含めるとともに、リース譲渡による収入金額及び費用の額はその対価の額を利息に相当する部分とそれ以外の部分とに区分して総収入金額及び必要経費に算入する。(所得税法第65条関係)

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に締結される契約に係るリース譲渡による収入金額及び費用の額について適用する。(附則第12条関係)

8 貸金業協会並びに日本水先人会連合会及び水先人会を公共法人等の範囲に加えることとする。(所得税法別表第1関係)

9 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法の一部改正(第2条関係)

- 1 減価償却制度について、抜本的見直しに係る所要の整備を行うこととする。(法人税法第31条関係)

- 2 特定同族会社の留保金課税制度について、本制度の対象となる特定同族会社から資本金の額又は出資金の額が1億円以下である会社を除外することとする。(法人税法第67条、第81条の13関係)

- 3 組織再編成に係る税制について、次のとおり整備を行うこととする。

- (1) 合併、分割又は株式交換(以下「合併等」という。)について、その適格要件のうち合併等の対価に、合併親法人等(合併法人等の発行済株式の全部を保有する法人をいう。(3)において同じ。))の株式以外の資産が交付されない場合

の当該合併親法人等の株式を加える。（法人税法第2条関係）

- (2) 被合併法人等の株主について、その被合併法人等の株式の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のうち合併等の対価に、合併法人等の発行済株式の全部を保有する法人の株式以外の資産が交付されなかった場合の当該法人の株式を加える。

（法人税法第61条の2関係）

- (3) 法人が自己を合併法人等とする適格合併、適格分割又は適格株式交換により交付した合併親法人等の株式の譲渡対価は、その直前の帳簿価額とするとともに、法人が、合併等の対価として親法人株式（当該法人の発行済株式の全部を保有する法人の株式をいう。）を交付する場合において、その合併等に係る契約日に当該親法人株式を保有するとき等は、その日等において、当該親法人株式をその日の価額で譲渡し、かつ、その価額で取得したものとみなす。（法人税法第61条の2関係）

- (4) 連結子法人が一定の適格合併等を行う場合の欠損金額の取扱い等について、所要の整備を行う。（法人税法第57条、第58条、第61条の11、第61条の12、第62条の2、第62条の7、第132条の2関係）

（注）上記の改正は、平成19年5月1日以後に行う合併等について適用する。（附則第33条、第36条、第38条～第41条、第47条関係）

4 信託に係る税制について、次のとおり整備を行うこととする。

- (1) 新たな類型の信託の意義等について、次のとおり定めることとする。（法人税法第2条関係）

- ① 合同運用信託の範囲から委託者が実質的に多数でない信託を除外する。
- ② 信託法上の受益証券発行信託のうち一定の要件を満たすものを特定受益証券発行信託として定めるとともに、これを合同運用信託及び投資信託（一定のものを除く。）と併せて集団投資信託とする。
- ③ 受益権を表示する証券を発行する旨のある信託、受益者が存しない信託、法人が委託者となる信託のうち一定の要件に該当する信託を定めるとともに、これら（集団投資信託並びに退職年金等信託及び特定公益信託等を除く。）を一定の投資信託及び特定目的信託と併せて法人課税信託とする。

- (2) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等及び外国法人並びに個人が法人課税信託の引受けを行う場合に法人税の納税義務を課すこととするほか、特定信託を法人課税信託に統合の上廃止する。（法人税法第4条、旧法人税法第82条の2～第82条の17、第145条の2～第145条の8関係）

- (3) 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして法人税法の規定を適用する。（法人税法第4条の6関係）
- (4) 委託者がその有する資産を法人課税信託（受益者が存しない信託を除く。）に信託した場合にはその受託法人に対する出資があったものとみなす等法人課税信託の受託法人等に対する所要の整備を行う。（法人税法第4条の7関係）
- (5) 信託（集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等及び法人課税信託を除く。）については、その受益者は信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、法人税法を適用するとともに、受益者とみなされる者を定める。（法人税法第12条関係）
- (6) 集団投資信託の併合又は分割について、次のとおり整備を行うこととする。（法人税法第61条の2関係）
- ① その併合により従前の信託の受益者が新たな信託の受益権のみの交付を受けた場合には、旧受益権の譲渡対価は、その併合直前の帳簿価額とする。
 - ② その分割により分割信託の受益者が承継信託の受益権その他の資産の交付を受けた場合には、旧受益権のうち承継信託に移転した資産等に対応する部分の譲渡を行ったものとみなすこととする。この場合において、分割信託の受益者が承継信託の受益権のみの交付を受けたときの譲渡対価及び譲渡原価は、分割純資産対応帳簿価額とする。
- (7) 法人課税信託の創設に伴い、その所得の金額の計算について次のとおり整備を行うこととする。（法人税法第64条の3関係）
- ① 特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなった場合には、その該当することとなった時の直前の未分配利益の額を益金の額に算入する。
 - ② 法人が受益者の存しない信託の受益者となった場合には、その受益者がその受託法人の信託財産に属する資産等の引継ぎを受けたものとし、その引継ぎにより生じた収益の額又は損失の額は、その受益者の益金の額又は損金の額に算入しない。
- (8) 受託法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率について、22%の軽減税率は適用しないこととする。（法人税法第66条、第81条の12、第143条関係）
- (9) 信託特定解散による清算所得については、法人税を課さないこととする。（法人税法第92条関係）

⑩ 受託者の変更の届出、受託者の連帯納付の責任等について、所要の規定の整備を行うこととする。（法人税法第149条の2、第151条、第152条関係）

（注）上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（新法信託を含む。）について適用する。（附則第34条関係）

5 リース取引について、次のとおり整備を行うこととする。

(1) リース取引は、資産の売買取引として取り扱うこととする等所要の規定の整備を行う。（法人税法第64条の2関係）

（注）上記の改正は、平成20年4月1日以後に締結される契約に係るリース取引について適用する。（附則第44条関係）

(2) リース譲渡を長期割賦販売等の範囲に含めるとともに、リース譲渡による収益及び費用はその対価の額を利息に相当する部分とそれ以外の部分とに区分して益金の額及び損金の額に算入する。（法人税法第63条関係）

（注）上記の改正は、平成20年4月1日以後に締結される契約に係るリース譲渡による収益の額及び費用の額について適用する。（附則第43条関係）

6 短期売買商品の譲渡損益及び評価方法等について、次のとおり整備を行うこととする。（法人税法第61条関係）

(1) 法人が短期売買商品の譲渡をした場合の譲渡損益はその譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(2) 法人が事業年度末に有する短期売買商品の評価額は時価法により評価した金額とし、その評価益又は評価損を当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

7 外国法人が国内の恒久的施設を有しなくなった場合等のみなし事業年度に関する規定の整備を行うこととする。（法人税法第14条関係）

8 役員給与の損金不算入制度について、税務署長に届出が必要とされる所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与から、同族会社に該当しない法人が定期給与の支給をしない役員に対して支給する給与を除外することとする。（法人税法第34条関係）

9 貸金業協会並びに日本水先人会連合会及び水先人会を公益法人等の範囲に加えることとする。（法人税法別表第2関係）

10 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 相続税法の一部改正（第3条関係）

- 1 信託に係る税制について、次のとおり整備を行うこととする。
 - (1) 信託の効力発生時、受益者等の変更時、信託の終了時等について、その課税関係を明確化する。（相続税法第9条の2関係）

（注）上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（新法信託を含む。）について適用する。（附則第49条関係）
 - (2) 受益者連続型信託について、次の措置を講ずることとする。（相続税法第9条の2、第9条の3関係）
 - ① 受益権の移転は、前受益者から移転したものとみなす。
 - ② 受益者連続型信託に関する権利でその利益を受ける期間の制限等の制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。

（注）上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に信託に関する権利を取得した場合について適用する。（附則第49条関係）
 - (3) 受益者等が存しない信託等の特例
 - ① 受益者等が存しない信託等について、当該信託の受益者等となる者が当該信託の委託者等の親族であるときは、当該信託の受託者は、当該委託者等から当該信託に関する権利を贈与等により取得したものとみなす。（相続税法第9条の4関係）
 - ② 受益者等が存しない信託について、信託の契約が締結された時等において存しない者が受益者等となる場合において、その者が当該信託の委託者の親族であるときは、当該信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなす。（相続税法第9条の5関係）

（注）上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（新法信託を含む。）について適用する。（附則第49条関係）
 - (4) 信託に関する受益者別等の調書について、提出義務者を受託者とするほか、提出時期について受益者等が変更された場合等を追加する。（相続税法第59条関係）

（注）上記の改正は、平成19年10月1日以後に提出すべき事由が生じた調書について適用する。（附則第49条関係）
 - (5) 法人課税信託制度の創設に伴い、同族会社等の行為又は計算の否認制度について所要の整備を行う。（相続税法第64条関係）

（注）上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（新法信託を含む。）に係る受託者又は受益者等について適用する。（附則第49条

関係)

- 2 外国の保険業者と締結された生命保険契約又は損害保険契約に係る保険金について、その所在を明確化することとする。(相続税法第10条関係)
- 3 相続税の配偶者の税額軽減措置について、配偶者が隠ぺい又は仮装していた財産で配偶者以外の相続人等が取得したものは、当該税額軽減措置の対象となる財産には含めないこととする。(相続税法第19条の2関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

四 地価税法の一部改正(第4条関係)

- 1 信託(集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。)については、その受益者は信託財産に属する土地等を有するものとみなして、地価税法を適用するとともに、受益者とみなされる者の範囲等について定めることとする。(地価税法第9条関係)
(注)上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(新法信託を含む。)について適用する。(附則第50条関係)
- 2 法人課税信託制度の創設に伴い、同族会社等の行為又は計算の否認制度について所要の整備を行うこととする。(地価税法第32条関係)
(注)上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(新法信託を含む。)に係る受託者又は受益者等について適用する。(附則第50条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

五 登録免許税法の一部改正(第5条関係)

- 1 受託者から元本受益者への信託財産の移転があった場合において登録免許税を非課税とする所有権の移転登記の範囲を信託の委託者である元本受益者に限る等の改正を行うこととする。(登録免許税法第7条関係)
- 2 不動産等に係る担保権の信託の登記等に対する登録免許税について、その課税標準を債権金額又は極度金額とする等の整備を行うこととする。(登録免許税法第17条、別表第1関係)
- 3 新たに創設される登記等について次のとおり課税することとする。(登録免許税法別表第1関係)
 - (1) 限定責任信託の定め等の登記等 3万円等

(2) 自己信託に係る事務に関する事業の登録 15万円

4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

六 消費税法の一部改正（第6条関係）

- 1 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして消費税法の規定を適用するものとするほか、信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産の譲渡等の帰属等について、所要の整備を行うこととする。（消費税法第14条、第15条関係）

（注）上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（新法信託を含む。）について適用する。（附則第52条関係）

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

七 たばこ税法の一部改正（第7条関係）

製造たばこに係るたばこ税の税率を、3,962円／千本から3,552円／千本に改めることとする。（たばこ税法第11条関係）

ただし、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、1,881円／千本から1,686円／千本に改めることとする。（たばこ税法附則第2条関係）

八 印紙税法の一部改正（第8条関係）

- 1 信託法の制定に伴い、受益証券発行信託の受益証券を第4号文書に加えることとする。（印紙税法別表第1関係）

（注）上記の改正は、信託法施行日から適用する。（附則第1条関係）

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

九 国税通則法の一部改正（第9条関係）

- 1 国税を納付しようとする者は、一定の場合には、納付受託者（一定の要件を満たす者として国税庁長官が指定する者をいう。以下同じ。）にその納付の委託をすることができることとし、その納付受託者に金銭を交付した日に国税の納付があったものとみなして、附帯税等の規定を適用するほか、納付受託者の指定・取消し、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務その他所要の措置を講ずる。（国税通則法第34条の3～第34条の7関係）

(注) 上記の改正は、平成20年1月4日から施行する。(附則第1条関係)

- 2 信託法の制定に伴い、信託に係る国税の納付義務の承継、信託が終了した場合の繰上請求について、所要の整備を行うこととする。(国税通則法第7条の2、第38条関係)

(注) 上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(新法信託を含む。)について適用する。(附則第53条関係)

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

十 国税徴収法の一部改正(第10条関係)

- 1 差押財産の公売手続に関して、買受けの申込みの際に現金で提供する公売保証金について、入札者等と銀行その他一定の者(保証銀行等)との間において公売保証金の納付を保証する契約を締結し、その旨を証する書面を税務署長に提出する方法により提供をすることができることとするほか、買受代金の納付期限を延長できる期間を30日(現行10日)とする等の所要の整備を行う。(国税徴収法第100条、第106条、第115条、第171条関係)

- 2 信託法の制定に伴い、清算受託者等の第二次納税義務、信託の受託者の任務が終了した場合等の滞納処分の効力について、所要の整備を行うこととする。(国税徴収法第34条、第139条関係)

(注) 上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(新法信託を含む。)について適用する。(附則第54条関係)

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

十一 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正(第11条関係)

- 1 居住者又は非居住者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、一定の金額を限度としてその年分の総所得金額等又は国内源泉所得の金額から控除することとする。(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第5条の2関係)

- 2 住民税の納税義務者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、一定の金額を限度として総所得金額等から控除することとする。(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第5条の3関係)

3 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例について、移転価格事案以外の事案もその適用の対象とすることとする。（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条関係）

4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

十二 租税特別措置法の一部改正（第12条関係）

1 中小企業関係税制

(1) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第37条の13の3関係）

(2) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行うとともに、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12関係）

① 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に規定する認定計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者で同法に規定する確認を受けたものが取得等をする当該認定計画に定める機械装置を対象に加える。

② 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に係る措置及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一定の中小企業者で設立5年以内のものに係る措置を対象から除外する。

③ 飲食店業に係る措置について、その対象を生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に規定する振興計画について認定を受けた生活衛生同業組合等の組合員である中小企業者が取得等をする当該振興計画に定める振興事業の実施に係る器具備品に限るものとする。

④ 特定旅館業を営む大規模法人に係る措置について、特別税額控除の対象から除外する。

(3) 特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設

① 推定相続人の一人が、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に特定同族株式等の贈与を受ける場合には、一定の要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与について相続時精算課税の適用を選択することができることとする。（租税特別措置法第70条の3の3関係）

② 相続時精算課税適用者及び上記①の適用者が特定同族株式等を贈与により取得した場合における相続時精算課税に係る特別控除は、当該特定同族株式

等に限る500万円を加算し、3,000万円とすることとする。（租税特別措置法第70条の3の4関係）

2 住宅・土地税制

- (1) 住宅の取得等をして平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例を創設することとする。この特例は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額、適用年及び控除率については、次のとおりとする。（租税特別措置法第41条関係）

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除年・控除率
平成19年	15年間	2,500万円以下の部分	・ 1年目から10年目まで 0.6% ・ 11年目から15年目まで 0.4%
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	同上

- (2) 年齢が50歳以上である者等一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について、高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための一定の改修工事（以下「特定増改築等」という。）を含む一定の増改築等を行った場合において、当該家屋を平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その増改築等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の一定割合を所得税の額から控除することとする。この特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除又は上記(1)の特例との選択適用とし、控除期間は5年、控除率については、次のとおりとする。（租税特別措置法第41条の3の2関係）

① 特定増改築等に係る改修工事に要した費用から補助金等を控除した金額（200万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高・・・2%

② ①以外の住宅借入金等の年末残高・・・1%

- (3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長することとする。（租税特別措置法第36条の2～第36条の5関係）

- (4) 相続等により取得した居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の

課税の特例を廃止することとする。（旧租税特別措置法第36条の2～第36条の5関係）

（注）平成19年4月1日前に行った譲渡資産の譲渡又は交換譲渡資産の交換については、従前どおりとする。（附則第74条関係）

(5) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を3年延長することとする。（租税特別措置法第41条の5関係）

(6) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を3年延長することとする。（租税特別措置法第41条の5の2関係）

(7) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、次の措置を講ずることとする。

① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限る。）に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（一定の土地等の譲渡に該当するものを除く。）を加える。（租税特別措置法第31条の2、第62条の3、第68条の68関係）

② 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の対象に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画（一定の基準に適合するものに限る。）に基づく買換えを加える。（租税特別措置法第37条、第65条の7～第65条の9、第68条の78～第68条の80関係）

(8) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の対象となる土地等の譲渡のすべてについて、一定の事業の用に供するために土地等を譲渡した場合において同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しないこととする。（租税特別措置法第34条、第65条の3、第68条の74関係）

（注）上記の改正は、平成20年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。（附則第74条、第97条、第120条関係）

(9) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法第34条の2、第65

条の4、第68条の75関係)

- ① 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を2年延長する。
 - ② 適用対象に、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人が行う都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために当該都市再生整備計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合を加える。
 - ③ 適用対象に、土地等につき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する土地区画整理事業が施行された場合に、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該土地区画整理事業に係る同意保留地制度における一定の生活関連施設又は一般交通用施設を設置する保留地に対応する部分の譲渡があったときを加える。
- (10) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第37条、第65条の7～第65条の9、第68条の78～第68条の80関係)
- (11) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第37条の9の2、第65条の13、第68条の84関係)
- (12) 住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第72条の2、第73条関係)
- (13) 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用対象に住宅用家屋を新築等するための資金の貸付けに係る債権で独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関から譲り受けた貸付債権を担保するために受ける抵当権の設定登記を加えた上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第74条関係)
- (14) 独立行政法人住宅金融支援機構が、金融機関から譲り受けた貸付債権(個人が住宅の用に供する家屋の新築又は取得をするための資金の貸付けに係る債権で、当該金融機関が平成19年3月31日までに当該資金の貸付けの申込みを受理したもの等に限る。)を担保するため、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に受ける当該家屋を目的とする抵当権の設定登記については、登録

免許税を課さないこととする。（租税特別措置法第74条の2関係）

3 国際課税

- (1) 非居住者等が支払を受ける振替地方債の利子について、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税又は法人税を課さないこととする。（租税特別措置法第5条の2、第67条の16関係）

（注）上記の改正は、平成20年1月1日以後に支払を受けるべき振替地方債の利子について適用する。（附則第60条、第107条関係）

- (2) 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、外国法人が議決権の数が1個でない株式又は請求権の異なる株式を発行している場合の本特例の適用法人及び外国関係会社の判定方法を定めることとする。（租税特別措置法第40条の4、第66条の6、第68条の90関係）

（注）上記の改正は、特定外国子会社等の平成19年4月1日以後に終了する事業年度の適用対象留保金額及び課税対象留保金額について適用する。（附則第81条、第99条、第122条関係）

- (3) 国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る法人税及びその加算税の額の納税を猶予することとする。納税の猶予をする場合には、猶予する金額に相当する担保を徴する。また、納税の猶予をした法人税に係る延滞税のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除する。（租税特別措置法第66条の4の2、第68条の88の2関係）

- (4) 組織再編成に係る税制について、次のとおり整備を行うこととする。

- ① 企業グループ内で行われる合併、分割又は株式交換のうち、特定軽課税外国法人に該当する親法人の株式を対価とするものである等の一定の要件に該当するものは、適格合併、適格分割又は適格株式交換に該当しないこととする。（租税特別措置法第68条の2の3関係）

（注）上記の改正は、平成19年10月1日以後に行われる合併、分割又は株式交換について適用する。（附則第109条関係）

- ② 個人又は法人が非適格合併、非適格分割型分割又は非適格株式交換により外国親法人の株式の交付を受ける場合において、その交付を受ける株式が特定軽課税外国法人の株式であるときは、旧株の譲渡損益を計上する。（租税特別措置法第37条の14の3、第68条の3、第68条の109の2関係）

(注) 上記の改正は、平成19年10月1日以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合について適用する。(附則第77条、第110条、第128条関係)

- ③ 非居住者株主が合併、分割型分割又は株式交換により外国親法人の株式の交付を受ける場合には、その交付を受ける外国親法人の株式の価額に相当する金額を株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして株式等に係る譲渡所得等の分離課税の規定を適用する。(租税特別措置法第37条の14の2関係)

(注) 上記の改正は、平成19年5月1日以後に合併、分割型分割又は株式交換が行われる場合について適用する。(附則第76条関係)

- ④ 内国法人の株主が、組織再編成等により、特定外国法人を通じてその内国法人の持分の80%以上を間接保有することとなった場合には、その特定外国法人に留保した所得を、その特定外国法人の株主である居住者又は内国法人の所得に合算して課税する。(租税特別措置法第40条の10～第40条の12、第66条の9の6～第66条の9の9、第68条の93の6～第68条の93の9関係)

(注) 上記の改正は、平成19年10月1日以後に内国法人の株主が当該内国法人の持分の80%以上を間接保有することとなる場合について適用する。

(附則第83条、第101条、第124条関係)

4 金融・証券税制

- (1) 上場株式等の配当等に係る税率の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の税率の特例の適用期限を1年延長することとする。(租税特別措置法第9条の3、第37条の11、第37条の11の4関係)
- (2) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第9条の6関係)
- (3) 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の対象となる短期公社債の範囲に、投資法人が発行する短期投資法人債を加えることとする。(租税特別措置法第41条の12関係)
- (4) 法人の株主等である個人が、その法人の合併等(合併法人又は合併法人の発行済株式の全部を保有する法人のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされたもの等に限る。)により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちみなし配当の対象となる金額を除いて、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして分離課税の規定を適用することとする。(租税特別措置法第37条の10関係)

(注) 上記の改正は、平成19年5月1日以後に行われる合併等について適用する。

(附則第75条関係)

5 その他

(1) 再チャレンジ支援寄附金税制の創設

① 地域再生法に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に住所を有する等一定の個人が、同法の規定により認定地方公共団体が指定する特定地域雇用等促進法人に対し、同法第5条第3項第3号に規定する事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金は所得税法に規定する特定寄附金とみなして寄附金控除を適用することとする。(租税特別措置法第41条の18の2関係)

② 法人が支出する次の寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額に相当する金額の範囲内で損金算入ができることとする。ただし、限度額の計算は、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金と合わせて行うものとする。(租税特別措置法第66条の12、第68条の96の2関係)

イ 地域再生法に規定する特定地域雇用会社に対する同法第5条第3項第2号に規定する事業に充てられることが確実である寄附金

ロ 地域再生法に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に本店、支店、工場、営業所等を有する法人が支出する寄附金で、同法の規定により認定地方公共団体が指定する特定地域雇用等促進法人に対する同法第5条第3項第3号に規定する事業に関連する寄附金

③ 相続又は遺贈により財産を取得した者(地域再生法に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に住所を有する等一定の者に限る。)が、その取得した財産に属する金銭を相続税の申告期限までに同法の規定により認定地方公共団体が指定する特定地域雇用等促進法人に対し、同法第5条第3項第3号に規定する事業に関連する贈与をした場合には、その者又はその者の親族等の相続税等の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした金銭の額を相続税の課税価格の計算に算入しない。(租税特別措置法第70条関係)

(2) 地域産業活性化支援税制の創設

青色申告書を提出する事業者が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する同意基本計画に定められた集積

区域内において、同法の施行の日から平成21年3月31日までの間に、同法の承認を受けた企業立地計画に定められた機械装置及び工場用の建物等の取得等をして、当該集積区域内において当該同意基本計画に定められた指定集積業種に属する事業の用に供した場合において、その機械装置及び工場用の建物等が一定の要件を満たすものであるときは、その取得価額の100分の15（建物等については、100分の8）相当額の特別償却ができることとする。（租税特別措置法第11条の5、第44条の2、第68条の20関係）

(3) 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除の創設

個人が、平成19年分又は平成20年分の所得税につき、各年の翌年3月15日までに電子情報処理組織を使用して確定申告書の提出を行う場合において、当該確定申告書に記載すべき事項に係る情報（当該個人の電子署名が行われているものに限る。）と当該電子署名に係る電子証明書とを併せて送信したときは、一定の要件の下、当該個人のその年分の所得税の額から5,000円（その年分の所得税の額を限度とする。）を控除することとする。なお、個人が平成19年分の所得税について本税額控除の適用を受ける場合には、平成20年分の所得税については適用を受けることはできないこととする。（租税特別措置法第41条の19の3関係）

（注）上記の改正は、平成20年1月4日以後に、電子情報処理組織を使用して所得税の確定申告書の提出を行う場合について適用する。なお、出国のため、平成19年分の所得税につき同日前に電子情報処理組織を使用して確定申告書の提出を行った者は、同日から1年以内に更正の請求をすることにより、本税額控除の適用を受けることができることとする。（附則第86条関係）

(4) 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除の創設
次の登記を受けようとする者が、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行う場合には、一定の要件の下、当該登記に係る登録免許税からその100分の10に相当する額（5,000円を限度とする。）を控除することとする。（租税特別措置法第84条の5関係）

- ① 不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記
- ② 株式会社等の設立登記

(5) 電子申請等証明書制度の創設

税務署長等は、電子情報処理組織を使用して税務署長等に対する申請等が行われた場合において、その申請等が行われた旨の証明書の交付を請求する者があるときは、これを交付しなければならないこととする。（租税特別措置法第97条関係）

（注）上記の改正は、平成20年1月4日から施行する。（附則第1条関係）

(6) 事業所内託児施設等の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき同法に規定する一般事業主行動計画（託児施設の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。）を厚生労働大臣に届け出ているもの（同法の中小事業主以外の一般事業主にあつては、一定の要件を満たすものに限る。）が、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に当該一般事業主行動計画に従って託児施設の取得等をし、かつ、適用事業年度終了の日において当該託児施設が事業所内託児施設に該当するものとして証明がされた場合には、当該託児施設及びこれと同時に設置する遊戯具その他の一定の器具備品については、5年間、普通償却限度額の100分の20（中小事業主については、100分の30）の割増償却ができることとする。（租税特別措置法第46条の3、第68条の32関係）

(7) 経営所得安定対策等の導入に伴う特例措置の創設

① 青色申告書を提出する認定農業生産法人等が、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの期間内において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する交付金等の交付を受けた場合において、認定計画等の定めるところに従って農業経営基盤強化に要する費用に充てるため一定の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、損金の額に算入することができることとする。なお、この準備金については、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、その5年を経過した日を含む事業年度において、その経過した準備金の金額を益金の額に算入する。（租税特別措置法第24条の2、第61条の2、第68条の64関係）

② 上記①の農業経営基盤強化準備金の金額を有する事業者が、認定計画等の定めるところにより、農用地等の取得等をし、農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、一定の金額の範囲内で圧縮記帳をすることができることとする。（租税特別措置法第24条の3、第61条の3、第68条の65関係）

- (8) 事業革新設備の特別償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第11条の3、第44条の3、第68条の21関係）
- ① 改正後の産業活力再生特別措置法に規定する特定事業革新設備又は同法に規定する認定技術活用事業革新計画若しくは認定経営資源融合計画に記載された事業革新設備について、償却割合を100分の30として対象に加える。
 - ② 認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画、認定経営資源再活用計画及び認定事業革新設備導入計画に記載された事業革新設備（特定事業革新設備を除く。）の償却割合を100分の20（現行100分の40、100分の30、又は100分の24）に引き下げる。
- (9) 認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置について、改正後の産業活力再生特別措置法に規定する認定技術活用事業革新計画（一定のものに限る。）及び認定経営資源融合計画に係る認定に係るものをその適用対象に追加することとする。（租税特別措置法第80条関係）
- (10) 信託に係る税制について、次のとおり整備を行うこととする。
- ① 受益証券発行信託の受益権の譲渡による所得は、株式等に係る譲渡所得等として所得税を課税することとする。（租税特別措置法第37条の10関係）
（注）上記の改正は、信託法施行日以後に行われる譲渡について適用する。
（附則第75条関係）
 - ② 株式等証券投資信託等の受益者が、信託の併合等（信託の併合に係る新たな信託等の受益権以外の資産の交付がされたものに限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該株式等証券投資信託等について信託された金額に達するまでの金額は、株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなす。（租税特別措置法第37条の10関係）
（注）上記の改正は、信託法施行日以後の株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約等について適用する。（附則第75条関係）
 - ③ 信託の受益者である個人の当該信託に係る不動産所得の金額の計算上生じた損失については、生じなかったものとみなすこととする。（租税特別措置法第41条の4の2関係）
（注）上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託及び信託法施行日以後に信託の受益者たる地位の承継を受ける個人のその承継に係る信託について適用する。（附則第84条関係）

- ④ 集団投資信託及び法人課税信託以外の信託の受益者である法人の信託による損失の額のうちその法人の信託財産の帳簿価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額（一定の場合には、信託による損失の額の全額）は、損金の額に算入しないこととする。（租税特別措置法第67条の12、第68条の105の2関係）

（注）上記の改正は、原則として、信託法施行日以後に効力が生ずる信託及び信託法施行日以後に信託の受益者たる地位の承継を受ける法人のその承継に係る信託について適用する。（附則第105条、第127条関係）

(II) その他租税特別措置の廃止・延長等

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずることとする。

① 廃止

- イ 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却（旧租税特別措置法第44条の2、第68条の20関係）
- ロ 製造過程管理高度化設備等の特別償却（旧租税特別措置法第11条の6、第44条の6、第68条の25関係）
- ハ 農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却（旧租税特別措置法第13条の3、第46条の3、第68条の32関係）
- ニ 農用地利用集積準備金（旧租税特別措置法第61条の2、第68条の64関係）
- ホ 農用地等を取得した場合の課税の特例（旧租税特別措置法第61条の3、第68条の65関係）
- ヘ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度における産業活力再生特別措置法の設備廃棄等欠損金額に係る適用除外措置（旧租税特別措置法第66条の12関係）
- ト 投資法人に係る課税の特例における不動産投資法人が特定目的会社の優先出資証券を取得した場合の要件緩和措置（旧租税特別措置法第67条の15関係）
- チ 森林組合が森林組合連合会から権利義務の包括承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第78条の2関係）
- リ 商工組合中央金庫の抵当権の設定登記等に対する税率の軽減（旧租税特

別措置法第78条の3関係)

ヌ たばこ税の税率の特例 (3,552円/千本 (本則3,962円/千本)、専売納付金制度下において3級品とされていたもの1,686円/千本 (本則1,881円/千本)) (旧租税特別措置法第88条関係)

ル 日本銀行が社債等を担保として買い入れる為替手形に係る印紙税の税率等の特例 (旧租税特別措置法第91条の3関係)

② 延長等

イ 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法第40条の2関係)

(イ) 重要文化財を国等又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を撤廃する。

(ロ) 重要文化財に準ずる文化財のうち一定のものを国等に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を5年延長する。

ロ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の20 (現行100分の24) に、建物等に係る償却割合を100分の10 (現行100分の12) にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第43条の2、第68条の17関係)

ハ 保全事業等資産の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の11 (現行100分の13) に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第43条の3、第68条の18関係)

ニ 特定電気通信設備等の特別償却制度について、高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備に係る償却割合 (現行100分の15) をその取得等をした期間に応じ次のとおり引き下げるとともに、その適用期限を3年延長する。(租税特別措置法第11条の4、第44条の4、第68条の23関係)

(イ) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の取得等 100分の15

(ロ) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の取得等 100分の13

(ハ) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の取得等 100分の10

ホ 商業施設等の特別償却制度について、対象から中小小売商業振興法に係

る措置を除外した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第44条の5、第68条の24関係）

へ 再商品化設備等の特別償却制度について、生物資源利用製品製造設備に改正後の食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する認定を受けた再生利用事業計画に記載された製造関連設備を加える。（租税特別措置法第11条の6、第44条の6、第68条の26関係）

ト 過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の10（現行100分の11）に、建物等に係る償却割合を100分の6（現行100分の7）にそれぞれ引き下げた上、本制度、半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度及び離島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度を統合する。（租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27関係）

チ 医療用機器等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第12条の2、第45条の2、第68条の29関係）

(イ) 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に、療養病床等を介護老人保健施設等とするため増築又は改築をし、これを事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度においてその増築又は改築により取得等をした介護老人保健施設等の基準取得価額の100分の15相当額の特別償却ができる措置を加える。

(ロ) 救急医療用機器に係る償却割合の上乗せ措置を廃止するとともに、特定医療用建物の割増償却に係る措置を除外する。

リ 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、改良優良賃貸住宅に係る措置を除外するとともに、高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置の割増率を耐用年数35年以上であるものにあつては100分の40（現行100分の50）に、耐用年数35年未満であるものにあつては100分の28（現行100分の36）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第14条、第47条、第68条の34関係）

ヌ 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、事業協同組合及び事業協同小組合から特定共済組合を、協同組合連合会から特定共済組合連合会をそれぞれ除外した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措

置法第61条関係)

ル 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、対象に森林組合合併助成法の適用を受けない森林組合と森林組合との合併を加えた上、その適用期限を3年延長する。(租税特別措置法第68条の2の2関係)

ヲ 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により取得した農用地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象者の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。

(租税特別措置法第77条関係)

ワ 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を1年6月延長する。(租税特別措置法第78条関係)

カ 認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象を建築物の所有権の保存登記とした上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第83条関係)

コ 認定民間都市再生整備事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第83条関係)

(イ) 認定整備事業者が取得する建築物の適用対象を国土交通大臣の認定の日から3年以内に建築されたものとするとともに、当該建築物の所有権の保存登記に係る軽減税率を1,000分の3(現行1000分の1.5)に引き上げる。

(ロ) 平成20年4月1日以後に国土交通大臣の認定を受けた整備事業計画により地区内残留者が認定整備事業者等から取得する土地の所有権の移転登記に係る軽減税率を1,000分の10(現行1000分の8)に引き上げる。

タ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に基づき、旅客鉄道株式会社等が交換により取得した建物に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を4年9月延長する。(租税特別措置法第84条関係)

レ 旧自作農創設特別措置法等に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年延長する。(附則

第142条関係)

ソ 次に掲げる特別措置の適用期限を5年延長する。

- (イ) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（租税特別措置法第42条の9、第68条の13関係）
- (ロ) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第10条の5、第42条の10、第68条の14関係）
- (ハ) 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却（租税特別措置法第13条の2、第46条、第68条の30関係）
- (ニ) 沖縄の認定法人の所得の特別控除（租税特別措置法第60条、第68条の63関係）
- (ホ) 沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税（租税特別措置法第90条の4の3関係）
- (ヘ) 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例（租税特別措置法第90条の8関係）

ツ 探鉱準備金及び海外探鉱準備金制度の適用期限を3年延長する。（租税特別措置法第22条、第58条、第68条の61関係）

ネ 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

- (イ) 山林所得に係る森林計画特別控除（租税特別措置法第30条の2関係）
- (ロ) 地震防災対策用資産の特別償却（租税特別措置法第11条の2、第44条、第68条の19関係）
- (ハ) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（租税特別措置法第13条、第46条の2、第68条の31関係）
- (ニ) 特定再開発建築物等の割増償却（租税特別措置法第14条の2、第47条の2、第68条の35関係）
- (ホ) 倉庫用建物等の割増償却（租税特別措置法第15条、第48条、第68条の36関係）
- (ヘ) 植林費の損金算入の特例（租税特別措置法第52条、第68条の38関係）
- (ト) 特定災害防止準備金（租税特別措置法第20条の2、第55条の6、第68条の45関係）
- (フ) 電子計算機買戻損失準備金（租税特別措置法第57条、第68条の50関係）

- (リ) 協同組合等の貸倒引当金の特例（租税特別措置法第57条の10、第68条の59関係）
 - (ル) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置については、1年3月）（租税特別措置法第66条の10、第68条の94関係）
 - (ロ) 特定農業法人が特定遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第76条関係）
 - (リ) 信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第78条の3関係）
 - (ロ) 鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税の免税（租税特別措置法第90条の4の2関係）
 - (カ) 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法第90条の6の2関係）
 - (コ) 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例（租税特別措置法第90条の9関係）
 - (ク) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例（租税特別措置法第91条関係）
 - (ケ) 株式分割等に係る株券等に対する印紙税の非課税（租税特別措置法第91条の4関係）
- ナ 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。
- (イ) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第87条の5関係）
 - (ロ) 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例（租税特別措置法第88条の2関係）

(12) その他

- ① 社会保険診療報酬の所得計算の特例について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、所要の整備を行うこととする。（租税特別措置法第26条関係）
- ② 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用を受けた者が、更正の請求の特則に基づき相続税額が減少したことに伴い、所得税の修正申告書の提出等をする場合においては、その納付すべき所得税の額に係る延滞税の計算につ

いて、その適用を受けた所得税の法定納期限の翌日からその提出等の日までの期間は延滞税の計算の基礎となる期間に算入しないこととする。（租税特別措置法第39条関係）

（注）上記の改正は、平成19年4月1日以後に修正申告書の提出等をする場合について適用する。（附則第79条関係）

③ 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、国税庁長官の承認の取消事由から、公益法人等が国又は地方公共団体に対し国税庁長官の承認を受けた贈与又は遺贈に係る財産等を贈与した場合を除外することとする。（租税特別措置法第40条関係）

④ リース取引が資産の売買取引として取り扱うこととされたことに伴い、リース税額控除制度を廃止する等所要の整備を行うこととする。（租税特別措置法第10条の2～第10条の6、第11条～第15条、第42条の4～第42条の7、第42条の9～第48条、第61条の3、第62条、第62条の3～第64条、第65条の7、第67条の4、第68条の9～第68条の21、第68条の23、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29～第68条の32、第68条の34～第68条の36、第68条の65、第68条の67～第68条の70、第68条の78、第68条の102関係）

⑤ その他所要の税制の整備を行うこととする。

十三 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正（第13条関係）

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例等の創設に伴う所要の整備を行うこととする。（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条関係）

十四 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成19年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

2. 政令要綱

(1) 所得税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成 19. 3. 27 閣議決定]

1 減価償却制度について、次の改正を行うこととする。

- (1) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の 100 分の 95 相当額）及び残存価額を廃止し、1 円（備忘価額）まで償却する制度とする。（第 120 条の 2、第 129 条、第 134 条関係）
- (2) 定率法について、定率法の償却率により計算した償却限度額が償却保証額に満たないときは、その満たなくなった年分以後の各年分において每期均等償却となる改定償却率により償却費の額を計算する方法とする。（第 120 条の 2 関係）
- (3) 平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得をしたリース資産の償却の方法は、リース期間で均等償却を行うリース期間定額法とする。（第 120 条の 2 関係）
- (4) 改正前のリース取引の目的とされている減価償却資産について、旧リース期間定額法により償却費の額を計算することができる措置を講ずる。（第 121 条の 2 関係）
- (5) 資本的支出は、その支出の対象となった減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとする。（第 127 条関係）
- (6) 改正後の定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において当該減価償却資産の取得価額等と当該資本的支出により取得した減価償却資産の取得価額等との合計額を取得価額として一の減価償却資産を取得したこととする等の措置を講ずる。（第 127 条関係）
- (7) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した年分の翌年分以後 5 年間で 1 円まで均等償却する措置を講ずる。（第 120 条、第 134 条関係）

2 法人の株主等がその法人の合併等により取得した株式等の取得価額の計算方法の対象となる合併等の範囲に、合併法人から合併親法人の株式以外の資産が交付されなかった合併等を加えることとする。（第 112 条、第 113 条関係）

（注）上記の改正は、平成 19 年 5 月 1 日以後に法人の合併等が生ずる場合について

適用する。(附則第 11 条関係)

3 信託に係る税制について、次のとおり定めることとする。

(1) 合同運用信託の範囲から除かれる委託者が実質的に多数でない信託は、委託者の全部が一の委託者及びその者の親族等又はその者との間に支配関係がある者である場合における当該信託とする。(第 2 条の 2 関係)

(2) 法人課税信託の併合又は分割があつた場合の取扱いについて定める。(第 16 条関係)

(3) 受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託について、軽微な変更をする権限の範囲、受益者が二以上ある場合の資産等の帰属等について定める。(第 52 条関係)

(注) 上記の改正は、原則として、信託法の施行の日(以下「信託法施行日」という。)以後に効力が生ずる信託(新法信託を含む。)について適用する。(附則第 5 条関係)

(4) 法人課税信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の納税地を定める。(第 55 条関係)

(注) 上記の改正は、信託法施行日以後に支払うべき収益の分配について適用する。(附則第 5 条関係)

(5) 投資信託又は特定受益証券発行信託について信託の終了又は信託契約の一部の解約により分配される収益に係る配当所得の収入金額を定める。(第 59 条関係)

(注) 上記の改正は、信託法施行日以後の信託の終了又は信託契約の一部の解約について適用する。(附則第 6 条関係)

(6) 投資信託の併合又は特定受益証券発行信託の併合若しくは分割により取得した信託の受益権の取得価額の計算方法等の整備を行う。(第 105 条～第 117 条関係)

(注) 上記の改正は、信託法施行日以後に信託の併合又は分割が生ずる場合について適用する。(附則第 11 条関係)

(7) 受益者の存しない信託の受益者となった居住者がその受託法人から引継ぎを受けた信託財産に属する資産の取得価額等及びその引継ぎにより損失の額が生じた場合の取扱い並びに受益者等が有する信託に関する権利がその信託に関する権利の全部でない場合の取扱いについて定める。(第 197 条の 3 関係)

4 延払条件付販売等のうち、リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期について定めることとする。(第 188 条～第 191 条関係)

- 5 リース取引の対象となる資産の賃貸借から一定の要件に該当する土地の賃貸借を除外することとする。(第197条の2関係)
- 6 たな卸資産の低価法において、原価法により評価した価額との比較に用いる価額は、たな卸資産のその年12月31日における価額とすることとする。(第99条関係)
(注) 上記の改正は、原則として、平成20年分以後の所得税について適用する。(附則第10条関係)
- 7 給与所得者の源泉徴収に関する申告書等の電磁的方法による提供に係る承認手続等についての細目を定めることとする。(第319条の2、第319条の4、第319条の11関係)
(注) 上記の改正は、平成19年7月1日以後に承認に係る申請書を提出する場合について適用する。(附則第19条関係)
- 8 源泉徴収制度及び支払調書の対象となる報酬又は料金等の範囲に、通訳の報酬又は料金を加えることとする。(第320条関係)
(注) 上記の改正は、平成19年7月1日以後に支払うべき報酬又は料金について適用する。(附則第20条関係)
- 9 繰延資産について、試験研究費を除外する等の整備を行うこととする。(第7条関係)
- 10 生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、中小企業等協同組合法に規定する共済事業を行う特定共済組合又は特定共済組合連合会の締結した生命共済に係る契約を加えることとする。(第210条関係)
- 11 法人の株主等がその法人の合併等により金銭その他の資産の交付を受ける場合の受領者の告知の対象となる合併等の範囲から、合併法人から合併親法人の株式以外の資産が交付されなかった合併等を除くこととする。(第346条関係)
(注) 上記の改正は、平成19年5月1日以後の法人の合併等により交付を受ける金銭その他の資産について適用する。(附則第23条関係)
- 12 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 13 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成19年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(2) 法人税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成 19. 3. 27 閣議決定]

1 減価償却制度について、次の改正を行うこととする。

- (1) 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の100分の95相当額）及び残存価額を廃止し、1円（備忘価額）まで償却できる制度とする。（第48条の2、第56条、第61条関係）
- (2) 定率法について、定率法の償却率により計算した償却限度額が償却保証額に満たないときは、その満たなくなった事業年度以後の各事業年度において毎期均等償却となる改定償却率により償却限度額を計算する方法とする。（第48条の2関係）
- (3) 平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得をしたリース資産の償却の方法は、リース期間で均等償却を行うリース期間定額法とする。（第48条の2関係）
- (4) 改正前のリース取引の目的とされている減価償却資産について、旧リース期間定額法により償却限度額を計算することができる措置を講ずる。（第49条の2関係）
- (5) 資本的支出は、その支出の対象となった減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとする。（第55条関係）
- (6) 改正後の定率法を採用している減価償却資産について、資本的支出を行った場合には、その支出した事業年度の翌事業年度の開始の時ににおいて当該減価償却資産の帳簿価額と当該資本的支出により取得した減価償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額として一の減価償却資産を取得したこととする等の措置を講ずる。（第55条関係）
- (7) 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で1円まで均等償却ができる措置を講ずる。（第48条、第61条関係）

2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、その適用除外基準である基準所得金額を1,600万円（現行800万円）に引き上げることとする。（第72条の2、第155条の2関係）

3 組織再編成に係る税制について、次のとおり整備を行うこととする。

(1) 合併、分割又は株式交換（以下「合併等」という。）の適格要件のうち合併等の対価である合併法人等の発行済株式の全部を保有する法人について、その保有する関係の細目等を定める。（第4条の2関係）

(2) 資本金等の額の計算について、適格合併、適格分割又は適格株式交換により合併親法人株式等を交付した場合の整備を行う。（第8条関係）

（注）上記の改正は、法人が平成19年5月1日以後に合併等を行う場合について適用する。（附則第4条関係）

(3) 合併等により被合併法人等の株主が交付を受ける親法人の株式の取得価額等の細目を定める。（第119条、第119条の7の2関係）

（注）上記の改正は、法人が平成19年5月1日以後に取得する有価証券について適用する。（附則第17条関係）

(4) 法人が合併等に係る契約日等に譲渡及び取得をしたものとみなされる合併等により交付しようとする親法人株式について、その取得事由等の細目を定める。（第119条の11の2関係）

(5) 外国法人株主が内国法人の行った合併等により外国親法人の株式の交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益を計上する。ただし、国内に恒久的施設を有する外国法人株主が有する国内事業管理株式に対応して外国親法人の株式の交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる。（第188条関係）

（注）上記の改正は、平成19年5月1日以後に合併等が行われる場合について適用する。（附則第26条関係）

4 信託に係る税制について、次のとおり定めることとする。

(1) 合同運用信託の範囲から除かれる委託者が実質的に多数でない信託は、委託者の全部が一の委託者及びその者の親族等又はその者との間に支配関係がある者である場合における当該信託とする。（第14条の2関係）

(2) 特定受益証券発行信託について、利益留保割合を1,000分の25とするほか、承認受託者の要件、承認の手続等の細目を定める。（第14条の4関係）

(3) 法人課税信託について、委託者である法人との間に特殊の関係のある者の範囲、信託財産の管理又は処分に長期間を要する場合等の細目を定める。（第14条の5関係）

(4) 法人課税信託の併合又は分割があった場合の取扱い、受託法人の資本金等の額等の算定方法、法人課税信託につき収益の分配を行う場合の通知義務、受託法人

の事業年度の特例等について定める。(第14条の10関係)

(5) 受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託について、軽微な変更をする権限の範囲、受益者が二以上ある場合の資産等の帰属等について定める。(第15条関係)

(6) 集団投資信託の分割又は併合があった場合の受益権の取得価額及び1単位当たり帳簿価額の算定の方法並びに集団投資信託の分割があった場合の旧受益権の譲渡原価の計算等について定める。(第119条、第119条の3、第119条の4、第119条の8の2関係)

(7) 特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなった場合に益金の額に算入される未分配利益の額に相当する金額の計算その他法人課税信託の所得の金額の計算の細目を定める。(第131条の3関係)

(注) 上記の改正は、原則として、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(新法信託を含む。)について適用する。(附則第8条関係)

5 リース取引について、次のとおり整備を行うこととする。

(1) リース譲渡に係る収益及び費用の計上方法等について、次のとおり定める。
(第124条～第128条関係)

① 長期割賦販売等のうち、リース譲渡に係る延払基準の方法について定める。

② リース譲渡に係る利息相当額をその対価の額から原価の額を控除した金額の100分の20に相当する金額とするほか、リース譲渡に係る収益の額及び費用の額の計算について定める。

③ 適格組織再編成によりリース譲渡に係る契約の移転を受けた場合の当該リース譲渡に係る収益及び費用の計上方法の特例等の細目を定める。

(2) 一定の要件に該当する土地の賃貸借をリース取引から除外するとともに、リース資産につきその賃借人が賃借料として損金経理をした金額は償却費として損金経理をした金額に含まれるものとする。(第131条の2関係)

6 棚卸資産の低価法において、原価法により評価した価額との比較に用いる価額は、棚卸資産の当該事業年度終了の時における価額とすることとする。(第28条関係)

(注) 平成19年3月31日の属する事業年度において低価法を選定している法人について所要の経過措置を講ずる。(附則第10条関係)

7 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入制度について、その短期売買商品の範囲、取得価額、1単位当たりの帳簿価額の算出の方法及び

二 地方税関係

1. 法律案要綱

地方税法の一部を改正する法律案要綱

〔平成19.2.6 閣議決定〕

最近における社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設、電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置の見直しを行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、信託法の制定に伴う所要の規定の整備等を行うこととし、次のとおり地方税法の一部を改正するものとする。

一 道府県民税及び市町村民税

1 信託に係る税制について、次のとおり整備を行うこと。

(一) 人格のない社団等、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に法人税割額によって課するものとする。こと。（第24条、第25条、第294条、第296条関係）

(二) 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして道府県民税及び市町村民税の所得割、法人税割等に関する規定を適用すること。（第24条の2、第294条の2関係）

(三) 法人課税信託の受託者に係る法人等の均等割について、固有法人の申告納付と併せて行う等所要の措置を講ずること。（第24条の2、第294条の2関係）

(四) 信託（集団投資信託、退職年金等信託及び法人課税信託を除く。）から生ずる所得については、その受益者は信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、道府県民税及び市町村民税の規定を適用するとともに、受益者とみなされる者を定めること。（第24条の3、第294条の3関係）

係)

(㊦) 法人が引き受けた特定受益証券発行信託につき納付した利子割の額は、その収益の分配に係る利子割の額から控除すること。(第71条の7関係)

2 道府県民税利子割について、道府県民税法人税割から控除することができず還付すべき額がある場合に、当該還付すべき額をその事業年度分の道府県民税均等割に充当するための措置を講ずること。(第53条、第65条の2、71条の26関係)

3 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を3年延長すること。(附則第4条関係)

4 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を3年延長すること。(附則第4条の2関係)

5 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限を1年延長すること。(附則第5条の3、第35条の2の3、第35条の3の2関係)

6 特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を平成21年3月31日まで延長すること。(附則第35条の3関係)

二 事業税

1 信託に係る税制について、次のとおり整備を行うこと。

(一) 人格のない社団等、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に事業税の所得割を課することとするほか、特定信託を法人課税信託に統合し、特定信託所得割を廃止する。(第72条、第72条の2、第72条の2の2、第72条の12、第72条の13、第72条の23、第72条の24、第72条の24の6、第72条の24の7、第72条の24の8、第72条の24の11、第72条の25、第72条の26、第72条の28、第72条の34、第72条の39、第72条の40、第72条の41、第72条の48、第72条の71関係)

(二) 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして事業税に関する規定を適用すること。

(第72条の2の2関係)

(三) 信託（集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等及び法人課税信託を除く。）については、信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、事業税の規定を適用するとともに、受益者とみなされる者を定めること。（第72条の3関係）

2 個人の事業税の課税対象事業から、助産師業を除外すること。（第72条の2、第72条の49の13関係）

3 貸金業協会並びに日本水先人会連合会及び水先人会の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについては、非課税措置を講じること。（第72条の5関係）

4 外国法人が国内の恒久的施設を有しなくなった場合等のみなし事業年度に関する規定の整備を行うこと。（第72条の13関係）

5 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第9条関係）

6 沖縄電力株式会社が行う電気供給業に係る標準税率の特例措置を廃止すること。（附則第9条の2関係）

三 地方消費税

法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者

をそれぞれ別の者とみなして地方消費税に関する規定を適用するものとするほか、信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等の帰属等について、所要の整備を行うこと。（第72条の80、第72条の80の2、附則第9条の3の2関係）

四 不動産取得税

- 1 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋について、当該取得が平成21年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）
- 2 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）
- 3 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限る。）に基づき、認定事業者が新築建築物の敷地の用に供する土地について、当該取得が平成21年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）
- 4 次のとおり非課税措置等を改めること。
 - (一) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置について、対象から農林中央金庫が現物出資により設立する株式会社又は合同会社を除外したうえ、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第10条関係）
 - (二) 民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交換により隣接土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者

が所有する土地に係る課税標準の特例措置について、対象地域から三大都市圏のうち一定の地域を除外したうえ、その適用期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）

- (三) 都市計画施設の用に供される土地（従前の土地）の所有者が国土交通大臣の認可を受けた計画に基づき、解散前の都市基盤整備公団が業務の用に供するものとして取得した土地（特定土地）を当該従前の土地との交換により取得した場合における当該特定土地について、価格から控除する額を価格の10分の1（現行5分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）
- 5 次に掲げる非課税措置等の適用期限を平成21年3月31日まで延長すること。
 - (一) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の営業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置（附則第10条関係）
 - (二) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社、協定承継保険会社又は清算保険会社の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置（附則第10条関係）
 - (三) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (四) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (五) 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

- (六) 一定の投資信託により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (七) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (八) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する一定の一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (九) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (十) 一般放送事業者が取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (十一) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (十二) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (十三) 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が同法に規定する協議等により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (十四) 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する認定構想推進事業者（民法第34条の法人に限る。）が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋又は当該家屋の敷地の用に供されている土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

- (㉔) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置（附則第11条の4 関係）
 - (㉕) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置（附則第11条の4 関係）
 - (㉖) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及びその土地に係る課税標準の特例措置等（附則第39条関係）
- 6 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成20年3月31日まで延長すること。
- (一) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (二) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置（附則第11条の4 関係）
- 7 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。
- (一) 中心市街地の活性化に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (二) 都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が同法に規定する認定再開発事業計画に係る再開発事業で当該再開発事業により整備される公共施設の規模その他一定の要件を満たすものにより建築された建築物の敷地の用に供する土地（住宅の用に供する土地を除く。）を取得した場合における課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (三) 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場で複数の階に設けられるもの等の要件を満たすものの用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11

条関係)

- (四) 一定の民法第34条の法人が取得する国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置 (附則第11条関係)
- (五) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のあっせんにより取得する土地に係る課税標準の特例措置 (附則第11条関係)
- (六) 農業協同組合連合会が農業協同組合からの信用事業の全部譲渡又は漁業協同組合連合会が漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合からの信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置 (附則第11条関係)
- (七) 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等からの信用事業の一部譲渡又は全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置 (附則第11条関係)
- (八) 都市再生特別措置法に規定する認定計画に係る事業区域内にある不動産の所有者が当該不動産を認定計画に基づき認定事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置 (附則第11条関係)
- (九) 自動車安全運転センターが取得する業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置 (附則第11条関係)

五 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、道府県たばこ税にあつては898円を1,074円とし、市町村たばこ税にあつては3,064円を3,298円とすること。

(第74条の5、第468条、附則第12条の2、第30条の2関係)

六 固定資産税及び都市計画税

- 1 鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準を当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の

課税標準の基礎となった価格に比準する価格とし、これに関連する所要の措置を講じること。（附則第17条の3関係）

2 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋で平成19年4月1日から平成21年3月31日までに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の8分の7の額とすること。（附則第15条関係）

3 事業主がその従業者に電気通信設備を用いて労務の提供を行わせるために従業者の通勤負担の軽減に著しく資する事務所若しくは事業所若しくは従業者の自宅に設置する一定の電気通信設備又は当該電気通信設備を機能させるために設置する一定の電気通信設備で平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2の額とすること。（附則第15条関係）

4 一定の改修工事が行われた既存の住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分について、次のとおり固定資産税の減額措置を講ずること。（附則第16条関係）

(一) 平成19年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において同年4月1日から平成22年3月31日までの間に高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われたものであって、高齢者等が居住しているものについて、改修工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額を3分の1減額すること。

(二) 減額の対象となる住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分に係る固定資産税の納税義務者は、改修工事完了後3月以内に市町村に申告するものとする。

5 一般放送事業者が新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の小規模な無線設備に係る課税標

準を新設後5年度間はその価格の3分の2（現行4分の3）とするとともに、その対象資産の新設期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

- 6 離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新造後5年度間は内航船舶に係る課税標準の特例措置により課税標準とされる額の3分の1（現行3分の2）とすること。（附則第15条関係）

- 7 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

(一) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第14条関係）

(二) 都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(三) 石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(四) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(五) 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成23年度まで延長すること。（附則第15条関係）

- （ウ） 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- （エ） 一定の第三セクターが公共事業に係る政府の補助を受けて行う既設の駅の改良工事で駅周辺の都市機能の増進に資するものとして取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- （オ） 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を平成23年度まで延長すること。（附則第15条関係）
- （カ） 鉄道事業者等が、既設の鉄道等の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものにより取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- （キ） 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- （ク） 一般と畜場の設置者が取得した牛の処理を衛生的に行うための一定の衛生設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- （ケ） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

係)

- (㉔) 鉄道事業者等が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)
- (㉕) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)
- (㉖) 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)
- (㉗) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)
- (㉘) 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を平成23年度まで延長すること。(附則第15条の2関係)
- (㉙) 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を平成23年度まで延長すること。(附則第15条の3関係)
- (㉚) 旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業により日本貨物鉄道株式会社が取得した家屋又

は償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を平成23年度まで延長すること。（附則第15条の3 関係）

㊦ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第16条関係）

㊧ 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の建設期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第39条関係）

8 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

㊨ 信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、必要な経過措置を講じたうえで、課税標準をその価格の5分の3（現行2分の1）とすること。（第349条の3 関係）

㊩ 流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、一部の上屋を対象から除外したうえ、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

㊪ 鉄道事業者等又は鉄道事業者等が設立した法人が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後3年度間はその価格の4分の3（現行取得後5年度間はその価格の4分の3）としたうえ、その対象資産の設置期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

㊫ 水防法に規定する一定の地下街等の所有者又は管理者が取得した当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための施設又

は設備の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

9 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (一) 高圧ガス保安協会が高圧ガスの保安に関する調査等の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第349条の3関係）
- (二) 独立行政法人雇用・能力開発機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（附則第14条関係）
- (三) 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）
- (四) 駐車場法に規定する路外駐車場のうち中心市街地の活性化に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた駐車場に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）
- (五) 民法第34条の法人が取得する国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）
- (六) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質に代替する物質を使用するために新たに開発され、又は著しく改良された一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）

七 特別土地保有税

非課税等特別措置について、所要の措置を講ずること。（第586条関係）

八 自動車取得税

- 1 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長すること。（附則

第32条関係)

- 2 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を2年延長すること。(附則第32条関係)
- 3 ハイブリッド自動車(バス・トラック)に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を2年延長すること。(附則第32条関係)
- 4 ハイブリッド自動車(バス・トラック以外)に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときは100分の2(現行100分の2.2)、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときは100分の1.8としたうえ、その適用期限を2年延長すること。(附則第32条関係)
- 5 メタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止すること。(附則第32条関係)

九 狩猟税

網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟税の税率を設けること。(第700条の52関係)

十 事業所税

- 1 沖縄振興特別措置法に規定する同意観光振興計画において定められた観光振興地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象施設を見直したうえ、その適用期限を5年延長すること。(附則第32条の7関係)
- 2 次に掲げる課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長すること。
(一) 沖縄振興特別措置法に規定する同意情報通信産業振興計画において定め

られた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第32条の7関係）

(二) 沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第32条の7関係）

3 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長すること。
（附則第39条関係）

4 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 沖縄振興特別措置法に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する非課税措置（第701条の34関係）

(二) 化製場等に関する法律に規定する化製場のうち死亡牛の化製処理の用に供する施設に対する資産割の非課税措置（附則第32条の3、第32条の4、第32条の5、第32条の6関係）

(三) 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において同意基本構想に従って整備される中核的民間施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第32条の7関係）

(四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第32条の7関係）

(五) 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が本来の事業の用に供する一定の施設に対する資産割及び従業者割の課税標準の特例措置（附則第32条の8関係）

十一 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記一の 1、二の 1 及び三の改正は信託法の施行の日から、二の 6 の改正は平成19年 5 月15日から、四の 3 の改正は都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から、九の改正は平成19年 4 月16日から、その他の改正は平成19年 4 月 1 日から施行すること。

2. 政令案要綱

地方税法施行令の一部を改正する政令案要綱

〔平19. 3. 27 閣議決定〕

一 道府県民税及び市町村民税

1 信託に係る税制について、次のとおり定めること。

(一) 法人課税信託の併合又は分割があった場合の取扱い等について定めること。（第7条の4の3、第47条の2関係）

(二) 受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託について、軽微な変更をする権限の範囲、受益者が二以上ある場合の資産等の帰属等について定めること。（第7条の4の4、第47条の2の2関係）

2 生命保険料控除の対象に、中小企業等協同組合法に規定する共済事業を行う特定共済組合又は特定共済組合連合会の締結した生命共済に係る契約を加えること。（第7条の15の3関係）

3 道府県が法第48条第1項又は第2項の規定により個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又は滞納処分をした場合において、市町村長の同意を得たときは、当該徴収金を市町村に払い込み、当該市町村が当該徴収金のうち道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込む方法により行うことができるものとする。（第8条関係）

4 法人税割額から控除する外国の法人税等の額について、内国法人の株主が、組織再編成等により、特定外国法人を通じてその内国法人の持分の100分の80以上を間接保有することとなった場合には、その特定外国法人に留保した所得を合算課税の対象とすることを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第9条の7、第48条の13関係）

- 5 道府県が株式等譲渡所得割を市町村に交付する時期を3月（現行8月、12月、3月）に改めること。（第9条の23関係）

二 事業税

信託に係る税制について、次のとおり定めること。

- (一) 法人課税信託の併合又は分割があった場合の取扱い、受託法人の事業年度の特例等について定めること。（第15条の3関係）
- (二) 受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託について、軽微な変更をする権限の範囲、受益者が二以上ある場合の資産等の帰属等について定めること。（第15条の4関係）

三 地方消費税

信託の受益者が信託財産に属する資産を有するものとみなされる信託について、軽微な信託の変更をする権限の範囲、受益者が二以上ある場合の資産の帰属等のほか、法人課税信託の併合又は分割があった場合の取扱いについて定めること。（第35条の7の2、第35条の7の3関係）

四 不動産取得税

- 1 独立行政法人空港周辺整備機構が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲から同法に規定する第一種区域内から住居を移転する者のための住宅を除外すること。（第37条の5の3関係）
- 2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限る。）に基づき、認定事業者が新築建築物の敷地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、その対象となる認定建替計画の細目を定めること。（附則第7条関係）

五 固定資産税及び都市計画税

- 1 償却資産の範囲から除外されるその取得価額が少額である資産を、リース資産にあっては当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満のものとすること。（第49条関係）
- 2 既存の住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分に一定の改修工事を行った場合の当該住宅等に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅等の細目、対象となる住宅等に居住している高齢者等の細目、対象となる改修工事の費用の下限及び減額対象となる固定資産税額の算定方法の細目を定めること。（附則第12条関係）
- 3 信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会のうち事業規模が大きいものを、平成18年3月31日に終了した事業年度の貸借対照表における預金積金又は預金の額が5,000億円以上であるものとすること。（改正令附則第2条関係）

六 軽油引取税

鉄鋼業に係る軽油引取税の課税免除措置のうちガスタービン発電装置の動力源の用途に係るものを廃止すること。（第56条の5関係）

七 事業所税

公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設に対する課税標準の特例措置について、その対象から食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて行う再生利用の事業の用に供する施設を除外すること。（第56条の53の2関係）

八 国民健康保険税

基礎課税額に係る課税限度額を56万円（現行53万円）に引き上げること。
（第56条の88の2関係）

九 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記一の4の改正は平成19年5月1日から、一の1、二及び三の改正は

信託法の施行の日から、四の２の改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成19年４月１日から施行すること。

3. 附帯決議

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔平19. 3. 20 参議院総務委員会〕

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性と活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、課税自主権を尊重しつつ、地方が自らの判断と財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、当面、国と地方の税収比1対1を実現することを目指し、地方税源の拡充強化を図ること。

二、地方への税源移譲については、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で今後も改革を進め、地方公共団体の裁量権・自主判断権を拡充するとともに、適正な徴収を確保するための体制整備に努めること。また、国から地方への3兆円の税源移譲については、円滑に行われるよう納税義務者に対する周知・広報活動に努め、その理解と協力が得られるようにすること。

三、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

(参考)

1. 平成18年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案要綱

〔平成19.2.9 衆議院財務金融委員会〕

一 所得税及び法人税の臨時特例

平成十八年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税制上次の軽減措置を講ずるものとする。

1 個人が交付を受ける同交付金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
(第1条関係)

2 農業生産法人が交付を受ける同交付金等については、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。
(第2条関係)

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
(附則第1項関係)

2 平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律を廃止するものとする。
(附則第2項関係)

2. 平成18年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令要綱

〔平成19. 2.13 閣議決定〕

1 法人税の特例に関する事項

平成18年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、農業生産法人が圧縮記帳の特例の適用を受ける場合の手続の細目として、次につき規定を設けることとする。

- (1) 圧縮記帳の経理の方法等（第1条関係）
- (2) 水田農業構造改革交付金等の交付を受けた日の属する事業年度内に固定資産の取得又は改良をしなかった場合の特別勘定の設定及びその処理の方法（第2条関係）

2 施行期日等

- (1) この政令は、公布の日から施行することとする。
- (2) 平成7年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の廃止に伴い、同法に基づく政令を廃止することとする。

その選定の手続、評価益又は評価損の翌事業年度における処理等の細目を定めることとする。(第118条の4～第118条の8関係)

(注) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において短期売買目的で取得した資産については専担者売買商品としないことができる等所要の経過措置を講ずる。(附則第16条関係)

8 役員給与の損金不算入制度について、次のとおり整備を行うこととする。(第69条関係)

(1) 定期同額給与とされる改定に、役員の職制上の地位の変更、役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情(以下「臨時改定事由」という。)によりされた定期給与の額の改定を加える。

(2) 事前確定届出給与の届出期限を株主総会の決議により役員の職務につきその定めをした場合における当該決議の日等から1月を経過する日等とするとともに、臨時改定事由が生じた場合の事前確定届出給与についてその届出期限を定める。

9 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる保険金等の範囲に、固定資産について生じた損失を共済事故とする中小企業等協同組合法に規定する特定共済組合及び特定共済組合連合会が行う共済に係る共済金を加えることとする。(第84条関係)

10 繰延資産等について、次のとおり整備を行うこととする。

(1) 繰延資産の範囲から、試験研究費及び社債発行差金を除外するとともに、開発費、新株発行費及び社債発行費の範囲について見直しを行うほか、創業費、新株発行費及び社債発行費をそれぞれ創立費、株式交付費及び社債等発行費とする。(第14条関係)

(注) 上記の改正は、法人が平成19年4月1日以後に支出する費用について適用する。(附則第7条関係)

(2) 社債等を発行した場合の発行差益の益金算入制度を、金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入制度に改組する。(第136条の2関係)

(注) 上記の改正は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度において金銭債務に係る債務者となった法人のその金銭債務について適用し、法人の発行した社債等が同日以後最初に開始する事業年度開始の日に償還されていない場合における所要の経過措置を講ずる。(附則第20条関係)

- 11 資本金等の額、利益積立金額及びみなし配当の額について、これらの計算の基礎となる数値が零以下である場合等の計算方法について整備を行うこととする。(第8条、第9条、第23条関係)

(注) 上記の改正は、法人が平成19年4月1日以後に分割型分割等を行う場合について適用する。(附則第4条、第5条、第9条関係)

- 12 その他所要の規定の整備を行うこととする。

- 13 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成19年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(3) 相続税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 19. 3. 27 閣議決定〕

- 1 生命保険契約等に類する共済に係る契約の範囲に中小企業等協同組合法に規定する共済事業を行う特定共済組合が行う一定の共済に係る契約を追加する。(第 1 条の 2 関係)
- 2 特定委託者の要件である信託の変更をする権限のうち軽微な変更をする権限として除かれるものを定めることとする。(第 1 条の 7 関係)
- 3 受益者連続型信託の範囲を定めることとする。(第 1 条の 8 関係)
- 4 受益者等が存しない信託等の受託者に課される贈与税額又は相続税額の計算は、受託者が贈与等により取得した財産のうち当該信託等に関する権利に係る部分とその他の部分とを区分して計算することその他贈与税額又は相続税額の計算に必要な事項を定めることとする。(第 1 条の 10 関係)
- 5 受益者等の存しない信託等の受託者の住所、受益者等の有する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合の相続税法第 1 章第 3 節の規定の適用その他信託に関する特例の適用についての細目を定めることとする。(第 1 条の 9、第 1 条の 11、第 1 条の 12 関係)
- 6 法人課税信託について同族会社等の行為又は計算の否認等の規定を適用する場合の細目を定めることとする。(第 31 条関係)
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 8 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)

(4) 地価税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 19. 3. 27 閣議決定〕

- 1 受益者とみなされる者の要件である信託の変更をする権限のうち軽微な変更をする権限として除かれるもの、信託財産責任負担債務に係る地価税の額等を定めることとする。(第 13 条の 2 関係)
- 2 法人課税信託について同族会社等の行為又は計算の否認等の規定を適用する場合の細目を定めることとする。(第 22 条関係)
- 3 この政令は、信託法の施行の日から施行することとする。

(5) 登録免許税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 19. 3. 27 閣議決定〕

- 1 認定個人情報保護団体の認定で課税するものの範囲を定めることとする。(第 10 条の 2 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとする。

(6) 消費税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 19. 3. 27 閣議決定〕

- 1 証券取引法の一部改正に伴い、有価証券に類するものの範囲等について所要の整備を行うこととする。(第 9 条、第 48 条、第 51 条関係)
- 2 結核予防法の廃止等に伴い、消費税が非課税とされる療養、医療等の範囲について所要の整備を行うこととする。(第 14 条関係)
- 3 受益者が信託財産に属する資産を有するものとみなされる信託について、軽微な変更をする権限の範囲、受益者が二以上ある場合の資産の帰属等について定めることとする。(第 26 条関係)
- 4 法人課税信託の固有事業者の基準期間における課税売上高の計算等及び法人課税信託の併合又は分割が行われた場合における受託事業者の仕入れに係る消費税額の計算の特例等について定めることとする。(第 2 条、第 27 条、第 28 条、第 45 条関係)
- 5 リース譲渡に係る法人税の収益の帰属時期等の特例の適用を受ける場合における当該リース譲渡に係る消費税の資産の譲渡等の時期の特例について、所要の規定を定めることとする。(第 32 条の 2、第 36 条の 2 関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 施行期日
この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)

(7) 印紙税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平成 19. 3. 27 閣議決定]

- 1 受益証券発行信託の受益証券の課税標準の計算に関し必要な事項について所要の規定の整備を行うこととする。(第24条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとする。

(8) 国税通則法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成19. 3. 27 閣議決定〕

- 1 国税を納付しようとする者の委託を受けて納付を行う納付受託者について、その指定要件、委託を受けた国税の納付期日等を定めることとする。（第7条の2～第7条の4関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成20年1月4日から施行することとする。

(9) 国税徴収法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成19.3.27 閣議決定〕

- 1 譲渡担保財産を納税者の財産としてした差押えを譲渡担保財産に対する差押えとして滞納処分を続行する場合における第三債務者等への通知に記載すべき事項を定めることとする。（第8条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成19年4月1日から施行することとする。

- (10) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成19. 3. 27 閣議決定〕

- 1 居住者又は非居住者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、控除額の上限額の計算方法及び還付する所得税の額の計算方法等を定めることとする。（第4条の2関係）
- 2 権限ある当局による特典条項に係る認定を定める租税条約の規定に日仏租税条約の規定を加えることとする。（第5条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成19年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

(11) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 19. 3. 27 閣議決定〕

1 組織再編税制・信託税制等

- (1) 法人の株主等がその法人の合併により合併法人から交付を受ける資産のうちその価額が株式等に係る譲渡所得の収入金額とみなされるものの対象から除かれる株式について、その株式を発行した法人と当該合併法人との関係の細目を定めることとする。(第 25 条の 8 関係)
- (2) 平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例の対象となる株式の範囲に、同日以前に取得した株式を発行した法人の一定の分割型分割により取得する分割承継親法人の株式を加えることとする。(第 25 条の 10 関係)
- (3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、一定の投資信託の併合により取得する新たな投資信託の受益権を加えることとする。(第 25 条の 10 の 2 関係)
- (4) 合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例について、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において行う事業に係る資産として管理する株式の範囲等を定めることとする。(第 25 条の 14 関係)
- (5) 特定の外国親法人株式を対価とする非適格合併等が行われた場合の株主等の課税の特例について、特例の適用の対象となる非適格合併等により株主等が交付を受けた外国親法人株式の取得価額等について定めることとする。(第 25 条の 14 の 2、第 39 条の 35、第 39 条の 128 関係)
- (6) 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、特殊関係株主等及び適用対象となる特定外国法人の範囲等を定めることとする。(第 25 条の 30～第 25 条の 35、第 39 条の 20 の 8～第 39 条の 20 の 14、第 39 条の 120 の 8～第 39 条の 120 の 14 関係)
- (7) 特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例における不動産所得の損失額の計算等の対象に、特定受益者に係る信託を加えることとする。(第 26 条の 6 の 2 関係)
- (8) 集団投資信託及び法人課税信託以外の信託の受益者である法人の信託による損

失がある場合の課税の特例について、対象となる信託による損失額の計算の細目等を定めることとする。(第 39 条の 31、第 39 条の 125 関係)

- (9) 特定の外国親法人株式を対価とする合併等に係る適格合併等の範囲に関する特例について、特例の適用の対象から除かれる合併等の範囲等を定めることとする。(第 39 条の 34 の 3 関係)

2 国際課税

- (1) 振替国債等の利子の課税の特例について、振替国債の利子の課税の特例の適用を受けている者が振替地方債について特例の適用を受けようとする場合の非課税適用申告書の提出の特例等を定めることとする。(第 3 条関係)
- (2) 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、外国法人が議決権の数が 1 個でない株式又は請求権の内容が異なる株式を発行している場合の内国法人等が有する外国法人の間接保有の議決権の数又は間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額の計算方法等を定めることとする。(第 25 条の 21、第 39 条の 16 関係)
- (3) 国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予について、納税の猶予の対象となる法人税の額及び加算税の額の計算方法並びに納税の猶予の申請手続等を定めることとする。(第 39 条の 12 の 2、第 39 条の 112 の 2 関係)

3 住宅・土地税制

- (1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産である家屋の床面積要件の上限（現行 280 m²）を撤廃することとする。(第 24 条の 2 関係)
- (2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、その適用対象となる増改築等の範囲に、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替を加えることとする。(第 26 条関係)
- (3) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用対象となる増改築等の範囲、住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供する土地等の取得に係る借入金等の範囲、増改築等住宅借入

金等の金額及び他の住宅借入金等の金額を有する場合の住宅借入金等特別控除額の計算方法その他特例の適用に関し必要な事項を定めることとする。(第 26 条の 3 関係)

(4) 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、1 年以内に登記ができないことについてのやむを得ない事情から割賦販売による場合等を除くこととする。(第 42 条関係)

(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、次の改正を行うこととする。(第 20 条の 2、第 38 条の 4 関係)

① 適用対象となる宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする法人に対する当該業務に直接必要な土地等の譲渡に係る法人の範囲に、都市開発事業等の用に供される土地の供給等の業務を行う一定の都市再生整備推進法人を加える。

② 適用対象となる密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡に係る認定建替計画の要件を定める。

(6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除について、適用対象となる一定の都市再生整備計画区域内の土地等の買取りを行う都市再生整備推進法人に係る要件を定めることとする。(第 22 条の 8、第 39 条の 5 関係)

(7) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認定建替計画に基づく買換えの対象となる認定建替計画の基準を定めることとする。(第 25 条、第 39 条の 7 関係)

(8) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例について、事業用地の対象区域から首都圏整備法の既成市街地、近畿圏整備法の既成都市区域及び中部圏開発整備法の都市整備区域を除くこととする。(第 25 条の 7 の 2、第 39 条の 9 の 2 関係)

4 減価償却の特例等

(1) 公害防止用設備の特別償却制度について、対象となる設備の範囲から脱特定物質対応型設備を除外することとする。(第 5 条の 10、第 28 条、第 39 条の 46 関

係)

- (2) 地域産業活性化支援税制について、対象となる集積産業用資産の要件を定めることとする。(第6条、第28条の5、第39条の49関係)
- (3) 再商品化設備等の特別償却制度について、対象となる食品循環資源再生利用設備を改正後の食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する認定を受けた再生利用事業計画に記載されたものに限定するとともに、その細目を定めることとする。(第6条の3、第28条の8関係)
- (4) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行うこととする。(第6条の5、第28条の9、第39条の56関係)
 - ① 半島振興対策実施地域、過疎地域等及び離島振興対策実施地域等を統合した措置について、その対象となる事業の範囲、資産の範囲及び規模を定めるとともに、統合後の措置の適用期限は、旧措置の適用期限を2年延長したものとす
 - る。
 - ② 産業高度化地域、自由貿易地域等及び沖縄の離島に係る措置の適用期限を5年延長する。
- (5) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、次の見直しを行うこととする。(第7条の2、第29条の5、第39条の64関係)
 - ① 市街地再開発事業に係る措置について、対象となる施設建築物のうち住宅の用に供する部分を除外する。
 - ② 都市再生事業に係る措置及び都市再生整備事業に係る措置について、対象となる法人から地区内残留者を除外する。
- (6) 事業革新設備の特別償却制度について、対象となる関連法人の範囲に改正後の産業活力再生特別措置法の認定技術活用事業革新計画又は認定経営資源融合計画に定める関係事業者等を加えることとする。(第28条の6、第39条の51関係)
- (7) 医療用機器等の特別償却制度について、特定増改築施設に係る措置の対象となる特定施設の範囲等を定めることとする。(第28条の10、第39条の58関係)
- (8) 事業所内託児施設の割増償却制度について、対象となる一般事業主の要件を定めることとする。(第29条の3、第39条の61関係)
- (9) 保険会社等の異常危険準備金制度における火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を3年延長することとする。(第33条の5、第39条の83関係)

係)

5 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 国外公社債等の利子等、国外投資信託等の配当等又は国外株式の配当等につき国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その交付を受ける者を名義人受領の利子等又は配当等に関する調書に関する規定に規定する利子等又は配当等の支払を受ける者とみなすこととする。(第2条の2、第4条、第4条の5関係)
- (2) オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知書について、配当等の支払を受ける者への交付不要限度額を撤廃することとする。(第4条の3関係)
- (3) 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例について、対象となる公募株式等証券投資信託の受益権の保管方法に関する所要の整備を行うこととする。(第4条の8関係)
- (4) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等について、権利行使により取得する株式が振替口座簿に記載又は記録がされる場合における要件の整備を行うこととする。(第19条の3関係)
- (5) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる譲渡の範囲に、新株予約権付社債の発行法人に対する一定の譲渡等を加えることとする。(第25条の9関係)
- (6) 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度について、その適用を受けようとする個人が出国をする場合における控除額等の情報に係る送信の期限を定めることとする。(第26条の28の4関係)
- (7) 特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例について、適用対象となる出資の範囲、その他適用に関する事項を定めることとする。(第40条の5の3、第40条の5の4関係)
- (8) 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除について、適用対象となる設立の登記に係る法人の範囲を定めることとする。(第44条の2関係)

(9) 電子申請等証明書の交付の細目を定めることとする。(第 54 条関係)

6 その他

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度について、対象となる認定計画等の範囲、積立限度額の計算の基礎となる金額等を定めることとする。(第 24 条の 2、第 37 条の 2、第 39 条の 91 関係)
- (2) 農用地等を取得した場合の課税の特例について、圧縮限度額の計算の基礎となる金額、この特例の適用を受けた農用地等につき法人税に関する法令の規定を適用する場合の取得価額等を定めることとする。(第 24 条の 3、第 37 条の 3、第 39 条の 92 関係)
- (3) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、公益法人等が、国税庁長官の承認を受けて贈与又は遺贈がされた財産を国又は地方公共団体に贈与する資産の取得等の費用に充てるために譲渡したときは、国税庁長官の承認取消しを行わないこととする。(第 25 条の 17 関係)
- (4) 特定地域雇用等促進法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例について、適用対象となる寄附者の範囲を定めることとする。(第 26 条の 28 の 2 関係)
- (5) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の適用期限を 5 年延長することとする。(第 27 条の 9 関係)
- (6) 特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例について、対象となる特定地域雇用会社に対する寄附金の範囲等を定めることとする。(第 39 条の 23 の 2、第 39 条の 122 の 2 関係)
- (7) 特定地域雇用等促進法人に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置について、適用対象となる贈与者の範囲等を定めることとする。(第 40 条の 4 の 2 関係)
- (8) 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、適用対象となる農業を営む者の範囲を定めることとする。
(第 42 条の 5 関係)
- (9) 認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置について、適用対象となる認定技術活用事業革新計画に係る組織の再編成の範囲を定めることとする。
(第 42 条の 9 関係)

- (10) リース取引が資産の売買取引として取り扱うこととされたことに伴い、特別償却制度等の適用対象となる取得から除外される所有権移転外リース取引の細目を定めるとともに、リース譲渡に係る収益の額及び費用の額の帰属事業年度に関する所要の整備を行うこととする。(第5条の3、第5条の4、第27条の4、第27条の5、第38条の4、第39条の39、第39条の97関係)
- (11) その他所要の規定の整備を行うこととする。

7 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成19年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

12) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 19. 3. 27 閣議決定〕

- 1 住宅ローン税額控除制度の控除額の特例について、再建住宅借入金等の金額及び他の住宅借入金等の金額又は増改築等住宅借入金等の金額を有する場合の住宅借入金等特別控除額の計算方法の整備を行うこととする。(第 14 条の 2 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとする。

- (13) 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令要綱

〔平成 19. 3. 27 閣議決定〕

1 次に掲げる特例措置の適用期限を 5 年延長することとする。

- (1) 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置（第 72 条関係）
- (2) 揮発油税及び地方道路税の軽減措置（第 74 条関係）
- (3) 酒販組合に関する経過措置（第 110 条関係）

2 この政令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとする。

3. 附帯決議

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔平 19.3.22 参議院財政金融委員会〕

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 少子・高齢化やグローバル化が進展する中、中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済・社会の動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、所得・消費・資産など税体系全般にわたる課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。その際、円滑・適正な納税を確保するため、制度面・執行面における十分な検討を行い、必要な納税環境の整備に努めること。
- 一 社会的に重要性を増している非営利活動を更に促進するという趣旨等にかんがみ、特定非営利活動法人に対する寄附金税制の在り方については、その実態等を十分踏まえ、引き続き検討すること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 新信託法の施行に向けて、信託税制については、その具体的な取扱いを早期に取りまとめ、周知徹底を図ること。また、新信託法で可能となる多様な信託の利用実態を踏まえ、信託制度の健全な発展及び適正・公平な課税の実現のため、引き続き必要に応じた見直しを行うこと。
- 一 急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大、納税者の納税意識の維持・向上の必要性にかんがみ、更には、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針に配意し、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。